

## 公契約条例に基づく特定公契約特約条項

本特約条項は、豊川市公契約条例及び豊川市公契約条例施行規則に基づき定めるものとする。

(受注者等の定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受注者 市と本契約を締結する者をいう。
- (2) 下請負者等 次に掲げる者をいう。
  - ア 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者その他の市以外の者から本契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（下請負者）
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者（派遣事業者）
- (3) 労働者 次に掲げる者をいう。
  - ア 受注者又は下請負者等に雇用され、本契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）
  - イ 自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により本契約に係る業務に従事する者

(労働関係法令の遵守)

第2条 受注者及び下請負者等は、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法その他関係法令を遵守し、労働者の労働環境を確保しなければならない。

(賃金の支払)

第3条 受注者及び下請負者等は、労働者に対し、市長が定める労働報酬下限額以上の賃金その他の労働報酬を支払わなければならない。

(労働環境の確認)

第4条 受注者及び下請負者等は、労働環境確認書を活用して、労働者の労働環境の把握に努めなければならない。

- 2 受注者は、労働環境確認書を作成し、発注者へ提出しなければならない。
- 3 受注者は、報告内容に変更が生じた場合は、速やかに内容を変更した労働環境確認書を発注者へ提出しなければならない。

(労働者への周知)

第5条 受注者は、次に掲げる事項を業務の行われる作業所等の見やすい場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者に周知しなければならない。

- (1) 労働者の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 条例第9条の規定による申出をする場合の申出先
- (4) 前号の申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。

(不利益な取扱いの禁止)

第6条 受注者及び下請負者等は、労働者から申出があった場合は、労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(立入調査等)

第7条 発注者は、労働者から申出を受け、その申出の事実を確認するため必要がある場合、又は労働環境を確認するため必要がある場合は、受注者又は下請負者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者又は下請負者等の事業所等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする場合において、発注者は、必要があると認める場合は、労働者その他の関係者に協力を求めることができる。

(是正措置)

第8条 発注者は、前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者又は下請負者等が条例の規定に違反していると認める場合は、受注者又は下請負者等に対し是正措置を講ずるよう求めるものとする。

2 前項の規定により是正措置を講ずるよう求められた受注者又は下請負者等は、速やかに是正措置を講ずるとともに、講じた措置の内容及びその結果を発注者に報告しなければならない。

(公表等)

第9条 発注者は、受注者又は下請負者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表し、又は豊川市における建設工事請負等の契約に係る指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止措置若しくは関係機関への通報を行うことができる。

(1) 労働環境確認書を提出せず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 第7条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 前条第2項の規定による是正措置を講ぜず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(下請負者等との契約)

第10条 受注者は、本契約に係る業務について、下請負者等と契約を締結する場合は、受注者・下請負者等間において、本特約条項に定める内容を遵守することについて、契約書等の書面により、確認するものとする。